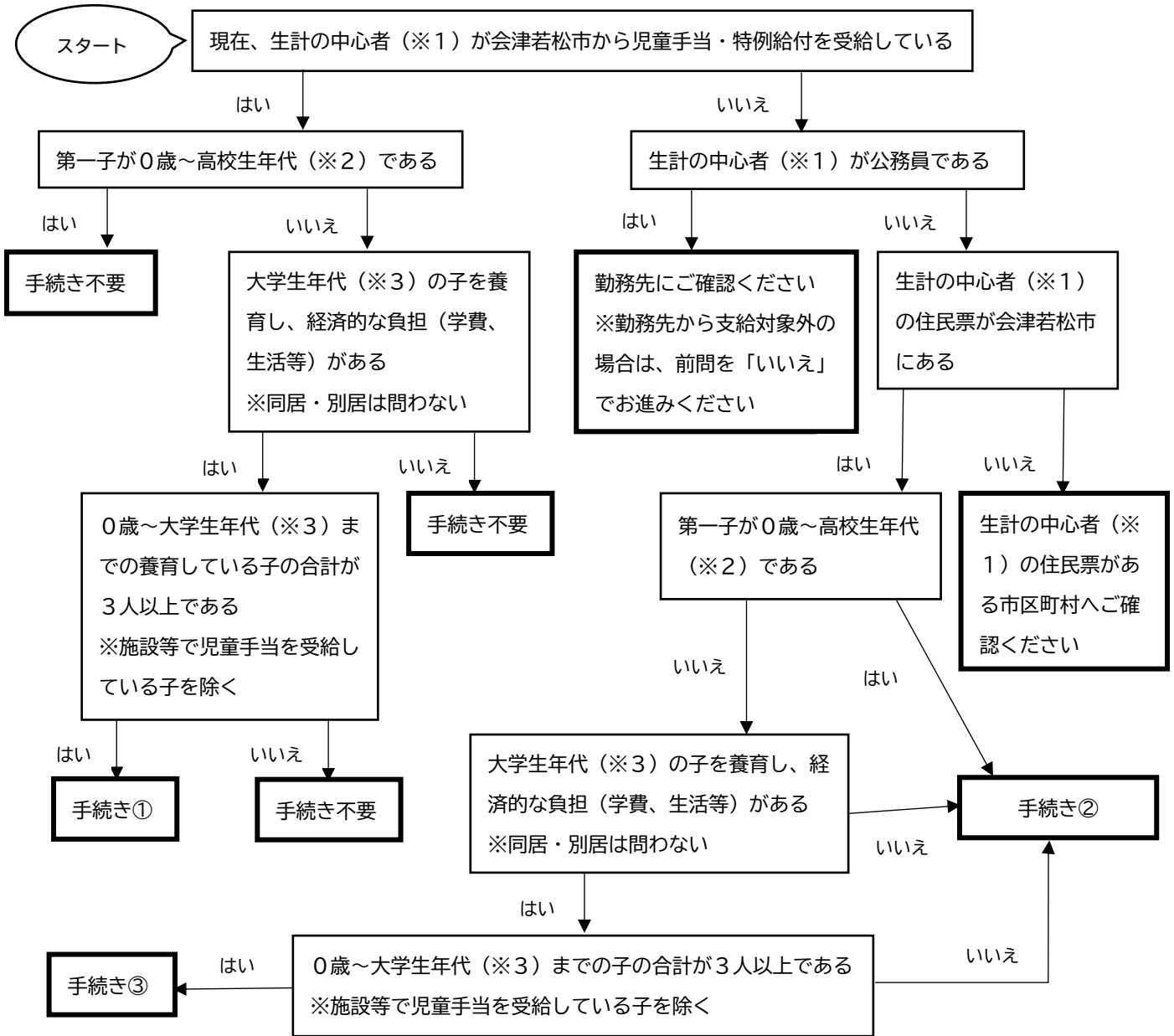


## ＜ 手続きフローチャート ＞

0歳～高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育していない場合、お手続きはありません。



※1 生計の中心者・・・原則として、生計を維持している方のうち最も所得が高い方

※2 高校生年代・・・平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童

※3 大学生年代・・・平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

＜必要書類＞ ※ご家庭の状況により、追加で書類をご提出いただく場合があります。

手続き①	手続き②	手続き③
<ul style="list-style-type: none"> <li>・額改定認定請求書</li> <li>・監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の子を養育している場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定請求書</li> <li>・別居監護申立書（高校生年代以下の児童と別居している場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定請求書</li> <li>・監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の子を養育している場合）</li> <li>・別居監護申立書（高校生年代以下の児童と別居している場合）</li> </ul>